

広島県告示第八百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名 称	主たる事務所 の 所 在 地	事業所の 名 称	事業所 の 所 在 地	廃止年月日
三次農業協同組 合	三次市十日市東三丁 目一番一号	JA三次福祉用 具レンタル事業 所「和」	三次市小文町四三九 番地二	平成二十三年三 月三十一日
有限会社サンレ イ介護研究所	廿日市市串戸二丁目 一六番一七号	サンレイ訪問介 護事業所	廿日市市串戸二丁目 一六番一七号	平成二十三年三 月一日